

平成 26 年 9 月 12 日

全国一般労働組合全国協議会  
宮城合同労働組合  
執行委員長 星野 憲太郎殿

ヤマト運輸株式会社  
宮城主管支店  
支店長 宮坂直孝

## 回 答 書

当社は、平成 26 年 7 月 30 日の団体交渉における貴組合からの質問に対し、次のとおり回答します。

### 1. 賞与の支給方式について

当社において、キャリア社員の賞与支給額は、①個人別の基本給に、全社の業績に応じて労働組合との協議を経て決定される支給月数を乗じたうえ、個人別の成果査定により決定される 40%～120%の乗率を乗じることによって算出される金額に、②1か月分のリーダー手当A、③地域手当を加算して決定されます。

もとより、使用者が労働者に対して賞与を支給するか否か、支給するとしてその支給方式をいかに定めるかは、使用者の専権事項であるところ、当社は、上記支給方式については、労働組合と協議のうえ、キャリア社員がマネージ社員とは業務内容、責任範囲、求められる役割、異動の有無等が異なること等にかんがみ決定したのであり、これを変更する予定はありません。

なお、畠山健治氏（以下「畠山氏」といいます。）が所属する宮城ベース店における上記個人別の成果査定は、副ベース長を第1次評価責任者として、ベース長を最終評価責任者として実施されています。

### 2. 畠山氏の成果査定について

上記1の個人別成果査定は、半期を評価期間として、当該評価期間における個人別の業務成果を査定するものであり、その際には、店所全体の収支や前年支給額を加味して総合的に判断したうえで決定します。

評価期間中（平成25年9月から平成26年3月）の畠山氏については、労災後に公傷でほとんど出勤できていなかったうえ、復帰後も運行乗務に就くための研修を行っていたにすぎず、業務成果をあげていなかったこと、研修期間中においても、上司の業務指示を不当に拒否したこと、複数回突発的に欠勤したこと等の事情のほか、宮城ベース店の業績が振るわず、賞与原資が昨年より減少したこと等を総合的に考慮し、成果査定が「B2」（乗率50%）と決定されたものです。

入社以上の査定

平成 26 年 11 月 14 日

全国一般労働組合全国協議会  
宮城合同労働組合  
執行委員長 星野 憲太郎殿

ヤマト運輸株式会社  
宮城主管支店  
支店長 宮坂直孝

## 回 答 書

当社は、貴組合の 2014 年 11 月 5 日付「団体交渉申し入れ書兼要求書」記載の要求事項に対し、次のとおり回答します。

### 1. 要求事項 1 について

キャリア社員に対する平成 26 年冬季賞与に係る支給月数については、当社の今期営業利益が計画に対して大幅な未達となった状況下において、お客様に対するサービス品質をさらに向上させるための輸送体制、人材確保に向けた環境整備や、燃料費単価の高止まりへの対応等を実施する必要性にかんがみ、昨年冬季賞与に係る支給月数を下回る数値とせざるを得ませんので、貴組合が要求する支給月数に応じることはできません。

### 2. 要求事項 2 について

キャリア社員に対する平成 26 年冬季賞与に係る個人別査定については、評価対象期間（平成 26 年 5 月 16 日から同年 11 月 15 日）における個人別の業務成果を基本とし、店所全体の収支その他事情を総合的に考慮したうえ、これまでと同様、適正に実施します。

### 3. 要求事項 3 について

キャリア社員の支給方式については、キャリア社員がマネージ社員とは業務内容、責任範囲、求められる役割、異動の有無等が異なること等にかんがみ決定します。

### 4. 賞与支給日について

平成 26 年冬季賞与の支給日は、平成 26 年 12 月 5 日（金）とします。

以 上